

近世初頭、数多の大家の無嗣断絶は、牢人を増加せしめ、江戸の政情不安を招いた。この不穏は、牢人由井正雪・丸橋忠弥による幕府の転覆計画たる慶安の変という形で露出し、幕閣が早急に手を打つべき問題となる。斯くして、幕府は末期養子の禁を緩和し、大家の断絶が一段抑制されたことは、明治期の穂積陳重法学博士の言及以来定説である。

他方、身分制社会にあっては無条件に誰彼を養子できる訳ではない。寛文3年(1663)の諸士法度改定以来、幕府は武家の養子を同姓優先に定めた為、養子候補に同姓異姓の中華的概念が持ち込まれる。しかし、中華圏における同姓は父方の先祖の家を引く男系親族を指すのに対し、日本においては同姓の理解に無理が生じた。即ち、姓が源平藤橘などの氏を指すのか苗字を指すかの混乱、あるいは、母方の血を継がせる聳養子や、中華の同姓の概念に当てはまらない従前からの養子慣行との齟齬が生じた。理念においては、儒学者に日本の養子を批判した者も多いが、元禄享保前後の神道家の旗本跡部良頭は、日本独自の養子のあり方を紀記に求め、気概念を演繹し、接木をした豊後梅も豊後梅が実するという比喻を用いながら、日本人同士である場合気脈が通じると異姓養子を正当化した。かかる理念のみならず、実際に武家が異姓養子を中心に養子を行ったことは磯田道史氏の研究でも明白である。

こうして、武家は將軍・諸侯の家は勿論、下々に至るまで、無嗣か娘のみの場合、養子で家が継がれることを前提に武家社会が継続し、家康の血を引かねば將軍の体を為せない將軍家を除けば、武家の養子における同姓異姓は問題ではなかった。しかし、異姓養子の普遍化と養子による相続社会の安定に伴い生じた問題が、養子持参金目当ての武家身分の売買である。またこれが御家人に集中していたことは、姜鶯燕氏をはじめとする先行研究で言及されている。

さて、磯田氏の研究により、毛利家の分家たる1万石の清末毛利家中では養子に伴う武家と百姓間の身分移動は起きず、石高・階層ともに近似するように、同家格を志向した養子となされたことが判明した。他方、御家人を中心とする幕臣の養子による身分の売買が存在し、それは幕法において再三にわたり禁令が出ていることに明らかである。ここに、近世日本の武家社会を、武家・武士の社会であったと一様に概見することの難儀が窺える。大名家中なら諸士・騎士などと呼ばれる騎馬の侍たる上士と中小姓・徒士といった下士からなる士分、士分の下に位置し家臣の末席に与る足軽、あるいは幕府にてこれに対応する旗本・御家人が構成する武家社会や武家の身分の細分的なあり方や差異を顧みるに際し、どの地方のどの家中のどの階層がいかなる養子を実践したのかということ、武家社会と武士身分の問題を解明する一つになる。

今回、その解明に向けて用いるのが、滝沢家の先祖から孫に至るまでの自伝的家譜の『吾仏乃記』と馬琴の手紙である。馬琴は滝沢家が最上家の家臣であったという伝承の時代から、滝沢興也が松平信綱の家臣になって以降、自身と孫に至るまでの歴史を潤沢に記している。滝沢家は興也の時代の寛文2年(1622)、信綱の4男堅綱が武州羽生領主たる1000石の旗本として独立した際、50石5人扶持の家老としてこれに付属せしめられたが、代を経るごとに家禄を減らした。馬琴の父興臧に至っては、新参の家来市川与一の讒言を受け譜代の家来の地位を捨て、一度浪人している。市川が追放されたのを機に帰参するが、石高は12石にまで激減した。そして、馬琴には伯父や兄もいたが、松本良太氏らの旗本用人研究の如く皆浪人をしながら糊口を凌ぐべく主家を渡り歩いたため、安永5年(1776)松平家臣として父を継いだのは10歳の馬琴であり、禄は金2両2分2人扶持であった。

馬琴個人は、主君の孫松平八十五郎との不和もあり、松平家を14歳で出奔し、父の旧友の家で暮らした後、旗本戸田家の家来であった長兄の口添えでこの家臣となる。しかし、待遇が徒士であったことを「卑職」と嫌い、能好きの主君より笛の稽古を強制されたことを不満とし、再度出奔し友人の家を渡り歩く。その後旗本水谷家に仕える次兄の口添えでこの中小姓となるも、旗本小笠原家、上総五井1万石の小大名有馬氏保

と主君を変え、天明8年(1788)に、病氣療養を理由に有馬家を致仕し、浪人となる。そして、馬琴は江戸の文人との交友を活かし、山東京伝の家に3年ほど居候した上、寛政3年(1791)から蔦屋の奉公人になることで、町人に身をやつした。

この際、町人になったことを恥じた馬琴は、本来の名である滝沢左七郎源興邦を改名し、滝沢瑣吉解とした。しかし、その改名の理由にあるように、町人になりながら彼のアイデンティティは常に武家のそれであり、蔦屋が親切心から吉原の茶屋の娘婿の縁談を用意した際も、「乞盗の女婿に成りて父祖を辱んや」と激怒し元飯田町に暮らす友人の山田屋半右衛門宅へ転宅している。そしてこの友の勧めで、寛政5年頃馬琴は武州末田村の百姓の娘で、2歳の時に両親の離婚に伴い母親と江戸へ出、叔母の嫁ぎ先である赤城町の海老屋市郎兵衛の養女となったお百と結婚した。

馬琴には4人子を設けたが、寛政9年生まれの子が再度主君を得て武士に返り咲くように戦略的に教育を施し、元服に際しては興継の諱をつけている。教育の手法であるが、医者として名声をあげさせ、主家に召抱えられるというもので、14歳から幕府医官の山本法印に入門させた。結果興継は医者として独立後に評判を得、文政3年(1820)には松前道広の出入となり月棒3人扶持を得、家臣同様の扱いを許された。また、紀州藩附家老三浦家の医官土岐村元立の娘おみちと結婚し、孫の滝沢太郎を得た事で、徐々に医者として武家のネットワークへ復帰していった。しかし、道広が天保3年(1832)に亡くなり後ろ盾を失う中、松前家江戸屋敷への出入りは続けたものの、天保6年に没する。ここで馬琴は7歳の孫の太郎が松前家の家臣として跡目を相続できるように画策するものの、黙殺されこれを諦めた。

ここで、自身の片目を失明し老衰を感じる馬琴は、太郎を大人になるまで後見することへの不安から、御家人株を買うことを決意する。しかし、譜代の御家人の家の株は相場が高額で、養子になった際に養家の苗字を継ぐために、滝沢の苗字を残せない。このことから、それが可能な抱席の下級御家人の株を買うことにした馬琴であるが、譜代ならば幼少の者の養子が認められるのに対し、抱席は即座に出仕が可能な16歳以上の養子しか認可されない。このため、縁者に養子が16歳になるまで職務を代行させる遠縁番代の慣例を活用することにし、太郎の外祖父土岐村元立の従姉妹の子で江戸で古着商を営む中藤音重にこれを頼み、音重は太郎が16歳になるまでの約束で、滝沢二郎として番代を務めることとなる。

斯くして、滝沢の家名を残したいという切望と、出せる金額のために、侍品ではないことが不満ではあったが、二郎に番代を頼みつつ135両の御筒持同心鈴木家の株を買うことにした馬琴は、『南総里見八犬伝』の版元の文溪堂の助けを得、70歳を記念する書画会を開催し収益をあげ、全ての書物売り払い、持参金を用立て、天保7年に養子を成立させた。

また馬琴は、太郎が13歳になると、年齢以上に見えたため元服させ、自分と同じ諱の興邦を命名し、契約を残す二郎に番代を退かせ太郎を正式に幕臣とし、微禄ながらも太郎が食い扶持を得たことに安堵した。

これら滝沢家の足跡や養子の克明な記録から、2つの結論と2つの論点が浮かび上がる。前者は、養子を介した武家あるいは足軽の家の売買の有無から、地方の家中と江戸の旗本御家人では、身分のあり方とその社会が異なること。あるいは、武家の人間が武家に固執する意識は近世社会の中で拭い難いこと。後者は、自活しなくてはならず先行きの見えぬ町人と、株さえ買えば、微禄でも飢死は避けられるセーフティネットとしての下級御家人論。あるいは、武家家臣になるための手段としての医師という身分論への展望である。